



栃労発基1127第6号
令和6年11月27日

別記関係団体の長 殿

栃木労働局長

死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

労働者の安全と健康の確保につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

栃木労働局では、令和5年度から5年間で死亡災害5%以上の減少を目標とする「栃木労働局第14次労働災害防止計画」を策定し、労働災害防止対策の強化を図ってきたところですが、令和6年11月27日現在の速報値において、令和6年9月から11月までの約3か月という短期間に9人もの尊い命が失われている現状にあり、極めて憂慮すべきものです。

令和6年に発生した死亡災害の内訳は、陸上貨物運送業で5人、清掃・と畜業で4人、製造業で3人、建設業で2人、林業及び商業で各1人となっています。

いかなる情勢下にあっても、死亡災害はあってはならないものです。

このような状況を捉え、栃木労働局においては、これ以上尊い生命が失われることのないよう、栃木県内すべての事業場に対し、下記を取組を通して労働災害の防止を呼び掛けることとしました。あわせて、死亡災害で最も多く発生している「墜落・転落」による災害防止のため、別紙「墜落・転落による死亡災害が多発しています！！」を作成しました。貴会におかれましても、会員事業場への周知及び指導並びに自主的な安全衛生活動の実施について、特段の御配慮をいただきたく要請いたします。

記

- 1 経営トップが職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること（安全衛生活動には安全パトロールのほか、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動、危険予知活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメントなどがある）。
- 2 機械の点検や不具合の解消等の非定常作業に係る安全作業マニュアルを整備す

ること。

すでに安全作業マニュアルがある場合、面倒な作業手順の省略や危険視、慣れなどのヒューマンエラーに有効なものとなっているか当該マニュアルの見直しを行うこと。

- 3 スタッドレスタイヤへの早期の履き替え、余裕をもった出発の心掛け、適正な車間距離の確保など、冬季の積雪・凍結による交通事故防止対策を徹底すること。